

# 市立幼稚園民営化計画（案）の基本的な 考え方

## 目 次

はじめに	Page 1/9
1 市政改革プランにおける幼稚園民営化の位置付け	Page 2/9
2 民営化の検討方法	Page 2/9
3 民営化の効果	Page 2/9
4 民営化計画（案）の基本的な考え方	Page 3/9
(1) 廃園・民間移管の考え方	Page 3/9
(2) 民営化年次計画について	Page 3/9
5 民営化課題への対応（案）	Page 4/9
(1) 民間移管時における継続園児に対する経過措置	Page 4/9
(2) 特別に支援の必要な幼児の受け入れ促進	Page 4/9
(3) 民間移管に伴う土地建物の取扱い	Page 5/9
(4) その他検討課題	Page 6/9
6 民営化の方法	Page 7/9
(1) 廃園	Page 7/9
(2) 民間移管	Page 7/9
7 市立幼稚園民営化の工程表	Page 8/9
【参考資料】市立幼稚園の概況など	Page 9/9

## はじめに

大阪市の市立幼稚園は、明治期から戦前にかけて、約半数である 28 園が設立され、本市の幼稚園教育を担ってきたが、戦後は私立幼稚園も多く設立され、市立幼稚園と私立幼稚園が相携えて本市の幼稚園教育を担っている。

現在では、市内の幼稚園児の約 8 割が私立幼稚園へ通園されており、また市立幼稚園が存在しない行政区が 2 区ある。

このようなことから、市立幼稚園については、平成 24 年 7 月に策定した「大阪市市政改革プラン」で、民間において成立している事業については民間に任せることを基本として、区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら民間移管を推進することとしている。

市立幼稚園の現状における課題として、私立幼稚園に比べ、園児 1 人当たりの運営費が高いため、多額の市費を投入している。

また、保育料などの保護者負担についても、市立幼稚園と私立幼稚園では差があることから、負担の公平性を図る観点からも、幼稚園の民営化を進めていく。

## 1 市政改革プランにおける幼稚園民営化の位置付け

### 【戦略】

幼稚園について、区長において、行政が関与する領域か民間に任せる領域かといった視点から事業の内容を精査し、民間において成立している事業については民間に任せることを基本として、民営化を進めていく。

### 【取組】

区長において、施設や地域の状況を精査したうえで、休廃止も視野に入れながら、民間移管を推進する。

### 【スケジュール】

平成 24 年度中に民営化の計画（案）を策定し、平成 27 年度以降順次実施

### 【成果目標】

幼稚園の民営化

## 2 民営化の検討方法

- ・ 区長において、各市立幼稚園の設立の経過と背景、施設状況や周辺幼稚園の状況、区内の小学校就学前の児童の幼児教育ニーズなど、施設や地域の状況を考慮した上で、市立幼稚園の民営化を検討し、大阪市として進めていく。
- ・ 幼稚園の民営化は、区長が判断するタスクフォースの一つであるため、全市共通として整理すべき課題などについては、区長プロジェクトチームにおいて整理を図る。

## 3 民営化の効果

- ・ 柔軟かつ幼児や保護者のニーズに沿った運営が行われることによってサービスの向上が期待できる

< 想定されるサービス >

幼稚園での教育時間終了後の預かり保育時間の延長や、3歳児保育の拡充、給食の提供、送迎バスの運行など

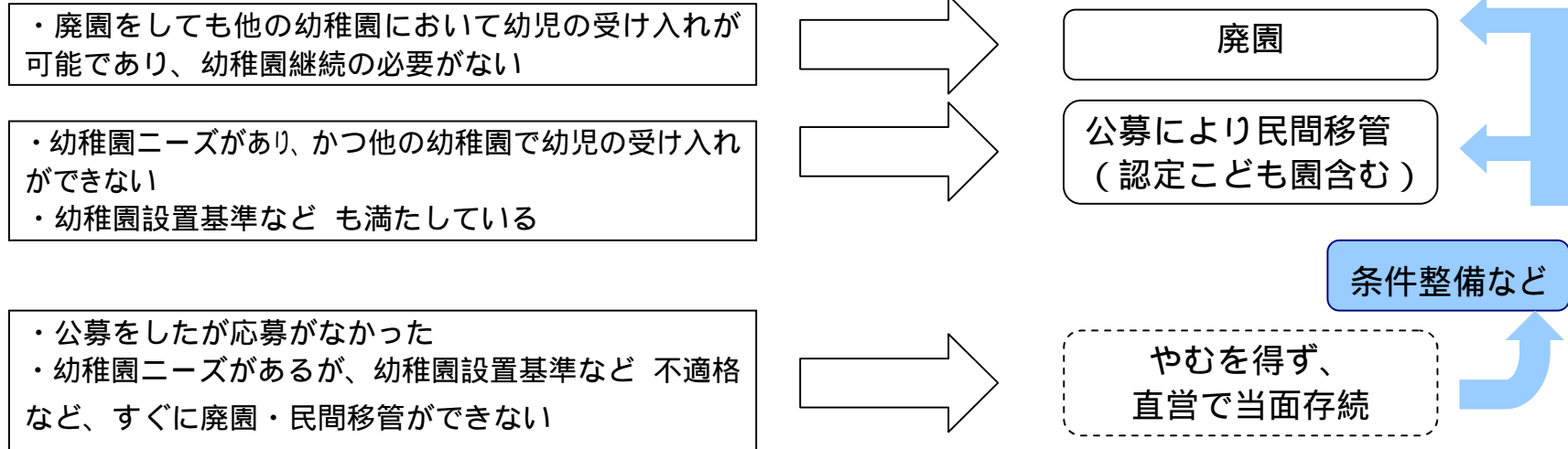
- ・ 本市の財政状況を踏まえた運営の効率化

市立幼稚園は私立幼稚園に比べ、園児 1 人あたりの運営費が高く、市費負担額も多いため、経費削減効果がある。

## 4 民営化計画（案）の基本的な考え方

市政改革プランに基づき、区長プロジェクトチームとして検討した結果、廃園又は私立幼稚園への民間移管のいずれかにより、民営化を進める。

### （１）廃園・民間移管の考え方



#### < 幼稚園設置基準などについて >

市立幼稚園の運営を学校法人に移管する場合は、条例廃止したうえで新たに私立幼稚園の設置について大阪府の認可を受ける必要がある。幼稚園については、1学級の幼児数や園地、施設・設備、運動場の広さなど、設置に必要な基準が定められている。

(幼稚園設置基準(国)及び大阪府私立幼稚園設置認可等に関する審査基準(府))

大阪市立幼稚園については、現行の幼稚園設置基準(昭和31年)以前に設置された園が多く、これまで経過措置として設置基準に満たない場合も運営が認められてきたが、学校法人への設置者の変更にあたっては、改めて現行基準で審査されることとなる。

### （２）民営化年次計画について

- ・廃園・民間移管の時期を第1期、第2期、第3期の3段階に分類した年次計画を作成
- ・各期の期間設定：各期2年

## 5 民営化課題への対応（案）

検討を行った主な課題について、現時点での考え方を以下のとおりとりまとめた。  
対応策の具体化に向けては引き続き検討を行う。

### （１）民間移管時における継続園児に対する経過措置

#### ・ 保育料負担の軽減

民間移管時に在園している園児について、民間移管による保育料負担増を防ぐための経過措置として、保育料の差額負担を軽減する必要がある。

民間移管すると、学校法人が保育料を設定するが、民間移管時に在園している園児の保護者については、市立幼稚園の保育料と私立幼稚園の保育料の実質負担額の差額を軽減し、卒園するまで保護者の保育料の負担を一定とする。

### （２）特別に支援が必要な幼児の受け入れ促進

#### ・ 受け入れにあたり必要な経費に対する経済的支援

私立幼稚園が障がいなどにより特に支援を要する幼児を受け入れるにあたり、受け入れに必要な経費の負担を軽減（特別支援教育に要する人件費のほか、専ら障がい児などにかかる教材費、設備費など）

対象園児： 手帳や診断書などがある園児（府（国）補助制度対象）

日常生活において特別な配慮や介助を要する園児（認定の仕組みが必要）

経費支援についての考え方： 特別支援教育に要する人件費を考慮した経費支援が必要

#### ・ 受け入れ促進のための環境整備

特別支援教育水準を確保するための研修や、保育所におけるセーフティネット機能も視野に入れ、保育に欠ける幼児の保育所での受け入れ体制の確保等、環境整備についても検討する。

## 5 民営化課題への対応（案）

### （3）民間移管に伴う土地建物の取扱い

土地	有償貸与 (10年間は使用貸借契約、11年目から事業用定期借地契約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園については、原則、法人の自己所有物件で運営することが望ましいが、大阪市内の土地価格は高額であり、公募をしても応募がないことも考えられる。</li> <li>・そのため、土地については移管先の法人に貸付することで応募を促すことにつながると考える。</li> <li>・なお、貸付は、基本的には近傍同種の賃料の水準その他の事情を考慮して定めることとされている。（財産条例第10条）</li> </ul>
インセンティブ設定	10年の無償期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校法人の参入にあたり、新たな施設整備など初期投資費用が必要になると考えられる。</li> <li>・これらの負担を軽減するためのインセンティブとして、一定期間無償の使用貸借期間を設定することで法人の参入を促す。</li> <li>・年数については、市有地を保育所用途に限定し、保育所設置・運営法人を募集した際の年数を準拠。</li> </ul>
貸付期間	50年未満 社会情勢の変化に応じ、貸付の期間内解約（中途解約）もできることとし、最長で設定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管先法人の安定経営のためには、できるだけ長期の期間が望ましいと思われるが、事業用定期借地契約の存続期間である10年以上50年未満の期間内（使用貸借期間除く）で何年間の設定にするのが妥当か、期間内解約（中途解約）の条項を設けることも含めて検討。</li> </ul>
賃料設定	(関係部局と調整)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市における普通財産貸付料算定基準では、土地の貸付料は、1月につき、当該土地の時価に、1,000分の5を乗じて得た額とする。ただし、これにより難しいと認められるときは、近傍類似地域の地価及び賃付料並びに当該利用用途と同種の賃貸事例その他の事情を考慮して決定した額をもって貸付料の額とすることができるとなっている。</li> <li>・時価（不動産評価額）の1,000分の5を乗じた額で設定すると、法人運営に支障をきたす可能性が考えられるので、妥当な賃料の設定にあたっては関係部局と調整する必要がある。</li> </ul>
建物	有償譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人が教育方針に基づき自由に建物改修を行えるよう現状有姿で有償譲渡。</li> <li>・本市幼稚園の建物は建築年が古く、不動産評価により算出された金額による有償譲渡としても、参入の阻害要因とはならないと考える。</li> </ul>

その他、民間が参入しやすい条件整備についてのインセンティブの要否について検討が必要

## 5 民営化課題への対応（案）

### （４）その他検討課題

（１）民間移管時における継続園児に対する経過措置、（２）特別に支援の必要な幼児の受け入れ促進、（３）民間移管に伴う土地建物の取扱い以外に、「保育料等の保護者負担」、「地域住民の寄付を受けて設立された園の地域住民の理解」、「小学校との併設幼稚園を民間移管した場合の管理上の問題」、「廃園・民間移管に伴う市立幼稚園の教職員の処遇」等の課題について引き続き区長プロジェクトにおいて検討を行う。

なお、就学前教育の重要性に鑑み、引き続き幼児期の教育の充実に取り組む必要があることから、私立幼稚園への関与のあり方の検討も含め、総合的に取組を進める。



## 6 民営化の方法

### ( 1 ) 廃園

#### 1 ) 廃園の時期について

当該幼稚園在園児が卒園後、廃園。

#### 2 ) 廃園までの流れ

##### ・ 2年保育（4・5歳児）実施園

廃園の前年度に4歳児の園児募集停止 園児募集停止の翌年度末に廃園

##### ・ 3年保育（3・4・5歳児）実施園

廃園の前々年度に3歳児の園児募集停止 園児募集停止の翌々年度末に廃園

廃園後の土地・建物については、大阪市の未利用地の運用方針に基づき、売却や他施設への転用、また保育ニーズが高い場合においては、民間保育所としての活用も検討する。

### ( 2 ) 民間移管

#### 1 ) 移管後の運営主体について

私立学校法第3条に規定する学校法人

認定こども園の場合は、学校法人または社会福祉法人

#### 2 ) 移管先法人の選定について

・ 学識経験者、弁護士、公認会計士などからなる法人選定委員会が書類審査、実地調査及び関係者の面接などを経て選定

・ 移管年の前々年度に法人の公募・選定を行い移管予定法人を決定

保護者などへの説明及び法人の準備期間、大阪府私立学校審議会での審査に要する期間などを考慮

#### 3 ) 移管発表から移管実施までの工程案（平成27年度移管の場合）

移管の前々年度の秋頃～ 移管先法人の公募・選考委員会での選考 （平成25年秋頃～）

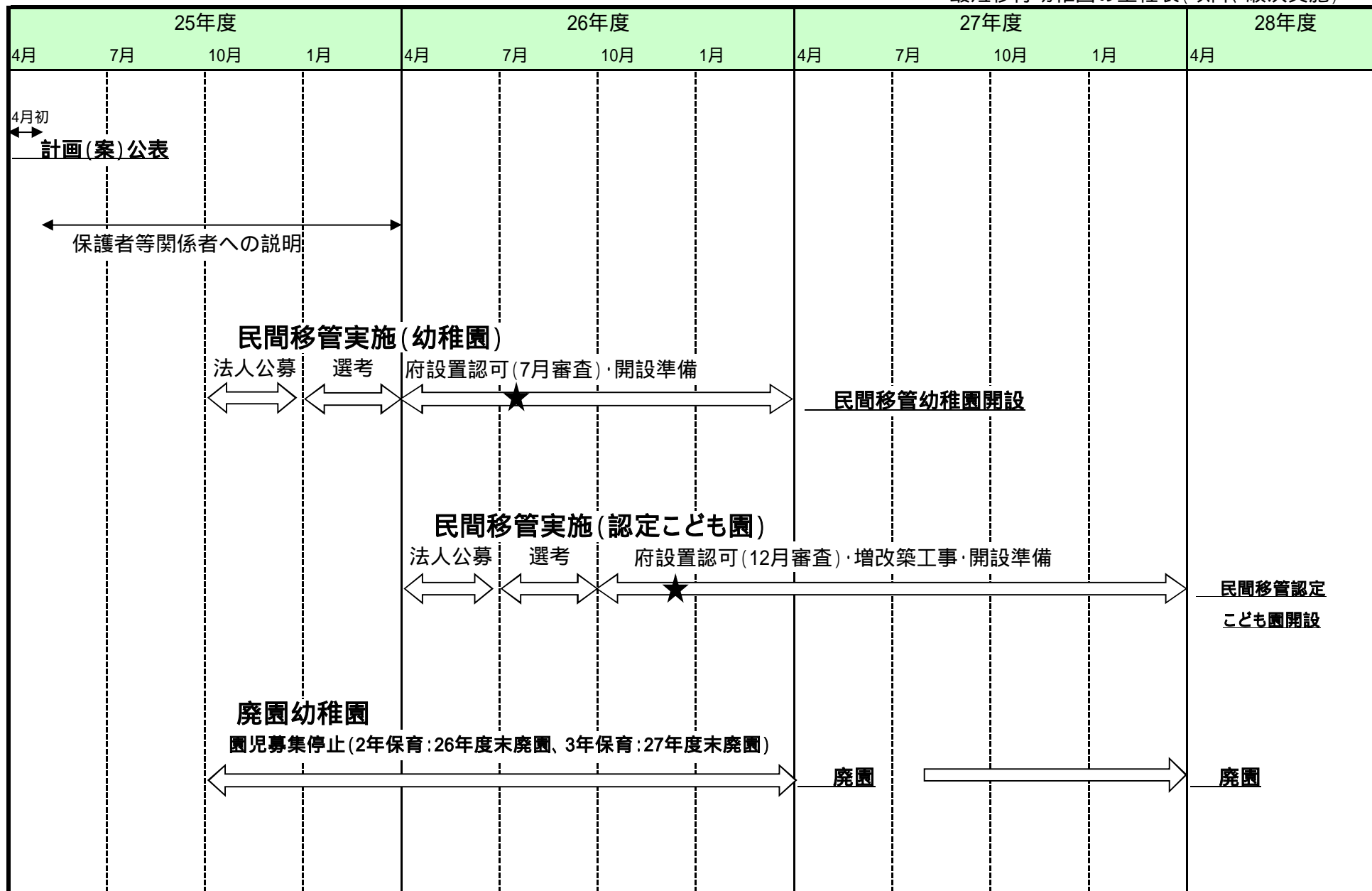
移管の前年度の6月末 法人認可申請の府への提出期限 （平成26年6月末）

移管の前年度の7月以降 移管先法人での開設準備 （平成26年7月以降）

民間移管幼稚園の開設 （平成27年4月）

## 7 市立幼稚園民営化の工程表

\* 最短移行幼稚園の工程表(以降、順次実施)



< 市立幼稚園の概況等 >

【参考資料】

1 幼稚園概況（平成 24 年 5 月 1 日現在）

設置区分	園数	定員	実員	定員充足率	園児数構成比
市立	59	7,015	5,212	74.3%	17.9% (6人に1人)
私立	136	32,540	23,786	73.1%	81.6%
国立	1	150	148	98.7%	0.5%
計	196	39,705	29,146	73.4%	100.0%

休園分を除く。

2 設置時期別市立幼稚園数

設置時期	園数
明治期	12
大正期	4
昭和元～19年	12
昭和20～31年	19
昭和32年以降	12
計	59

3 園児数規模別市立幼稚園数（平成 24 年 5 月 1 日現在）

園児数	園数
100人未満	43
100人以上200人未満	14
200人以上	2
計	59

4 利用者負担年額（平成 23 年度決算額）

設置区分	入園料	保育料	計
市立	5,500円	109,200円	114,700円
私立	55,949円	289,901円	345,850円
	就園奨励費等補助後		251,866円

5 幼稚園児 1 人あたり運営費（平成 23 年度決算額）

設置区分	運営費年額	うち市費負担額 (ア)	うち国庫・府費負担額 (イ)	(ア)+(イ)
市立	680,480円	570,978円	543円	571,521円
私立	547,231円	85,492円	209,873円	295,365円
民営化による税負担削減効果		485,486円	209,330円	276,156円

6 設置区分別サービスの現状

	市立	私立
3歳児学級	6割の園が設置	全園が設置
空調機〔保育室〕	1園を除き未設置	設置が標準
預かり保育	8時間開園 早朝・土曜 未実施	平均10時間開園 早朝5割・土曜2割実施
給食	(PTA自主事業)	平均週4日実施
送迎バス	未実施	6割の園が運行